事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平21 第4001号	鉄道の旅客運賃の上限設定の認可	京成電鉄株式会社	1．普通旅客運賃 ３キロメートルまで200円、３キロメートルを超え５キロメートルまで300円、５キロメートルを超え９キロメートルまでの部分２キロメートルまでを増すごとに70円加算、９キロメートルを超え11キロメートルまで500円、11キロメートルを超え14キロメートルまで570円、14キロメートルを超え17キロメートルまで630円、17キロメートルを超え23キロメートルまでの部分３キロメートルまでを増すごとに50円加算、23キロメートルを超え29キロメートルまでの部分３キロメートルまでを増すごとに30円加算、29キロメートルを超え45キロメートルまでの部分４キロメートルまでを増すごとに30円加算、45キロメートルを超え49キロメートルまで930円、49キロメートルを超え52キロメートルまで950円とする対キロ区間制の運賃とする。 2．定期旅客遅賃（１か月） 次の割引率で算定した額とする。 ⑴　通勤定期旅客運賃　30% ⑵　通学定期旅客運賃　56%

○東北地方整備局告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百二十一号	福島県河沼郡湯川村大字川桁字中谷東谷地五番一から同番二まで	改築	平成二十一年十二月十八日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

(三) (一)

道路の区域	道路の線名	道路の種類	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
一酒田二〇番二野字大堰西一八三番二から同市広野字土橋一一番二まで	七号	一般国道	酒田市広野字大堰西一八三番二から同市広野字土橋一一番二まで	後前	一一・二メートル 一二・六三〇 一二・〇五メートル 八九〇	〇・三キロメートル 四四三メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

(三) (一)

道路の区域	道路の線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	酒田〇番二野字大堰西一八三番二から同市広野字土橋一一番二まで	酒田市広野字大堰西一八三番二から同市広野字土橋一一番二まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十八日

(三) (一)

道路の区域	道路の線名	道路の種類
七号	七号	一般国道

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日　東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日　東北地方整備局長　青山　俊行

(三) (一)

道路の区域	道路の線名	道路の種類	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
小山形県内東地川郡庄内町清川字腹巻野国有林四〇林班	四十七号	一般国道	小山形県内東地川郡庄内町清川字腹巻野国有林四〇林班	後前	二一八・九〇メートル 二一四三・五〇メートル	〇・〇キロメートル 七七四メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年十二月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

第１　起業者の名称　神奈川県

第２　事業の種類　県道伊勢原藤沢改築工事（神奈川県高座郡寒川町田端地内から茅ヶ崎市萩園字深田地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　神奈川県高座郡寒川町田端地内

神奈川県茅ヶ崎市萩園字深田地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県高座郡寒川町田端地内から茅ヶ崎市西久保字上ノ町地内までの延長1,500ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道伊勢原藤沢改築工事並びにこれに伴う市道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道伊勢原藤沢改築工事」（以下、「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号規定する市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道伊勢原藤沢（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により神奈川県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により神奈川県が道路管理者となることなどから、起業者である神奈川県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、神奈川県伊勢原市を起点とし、平塚市、高座郡寒川町及び茅ヶ崎市を経て藤沢市に至る延長16.9㎞の路線であり、起点である伊勢原市においては一般国道246号及び一般国道271号［有料道路名「小田原厚木道路」］、平塚市においては一般国道129号、茅ヶ崎市においては一般国道１号［有料道路名「新湘南バイパス」］、終点である藤沢市においては一般国道１号及び一般国道467号と連絡する等、都心へのアクセスをはじめとして、多数の広域的な幹線道路と連絡することにより地域の経済活動に重要な役割を果たす、神奈川県湘南地区の東西方向を連絡する主要幹線道路である。また、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）の沿線には住宅等が密集しており、沿線地域住民の通勤通学等の日常生活においても重要な路線である。